平成２３年（フ）第２９９号
兵庫県姫路市下手野１丁目６番24―302号、住民票上の住所兵庫県姫路市土山６丁目７番22号
債務者　宮脇　千代
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市もえぎ町１丁目17番８号　アルカディア103
債務者　保木　義弘
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４２７号
宮城県亘理郡山元町浅生原字館新田20番地３
債務者　白鳥　　満
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
仙台市若林区遠見塚３丁目９番３号　リヴェールB101
債務者　北田　英一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1090
債務者　千貝　英治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４号
秋田市川尻大川町５番17号　コーポ今野205号
債務者　中村喜美子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２７号
秋田県男鹿市船川港船川字親道116番地
債務者　三浦　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６号
秋田県大仙市花館柳町５番42号
債務者　杉山　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１２７号
福島市小倉寺字花塚山14番地の22
債務者　小坂　雄一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６号
茨城県つくば市城山44番地３
債務者　永野　真弓（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７３号
茨城県つくば市小田2218番地１
債務者　大宮　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
群馬県みどり市大間々町桐原493番地　上ノ台団地181号
債務者　新井　弘幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６６号
群馬県桐生市相生町２丁目447番地の４　交和寮
債務者　南　　裕基
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２８号
千葉県長生郡長柄町山根1648番地２
債務者　後藤　光正
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
千葉県茂原市谷本62番地21
債務者　山本　七雄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
千葉県勝浦市墨名137番地の１
債務者　屋代由美子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
千葉県長生郡白子町南日当1347番地16
債務者　桐山　友良
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
千葉県長生郡長生村一松戊3079番地
債務者　村上　知子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係